

広報 ちようなん

No. 41

昭和41年9月10日発行

発行 千葉県長生郡長南町役場
 印刷 茂原市浜町 (株)さくら印刷



〔下志津自衛隊キャンプ風景〕

九月の解説

九月のこととを和名では、長月といいます。旧暦の九月は太陽暦に換算すると十一月ごろに当たり、夜が長くなる月であるところからこの呼び名があるとしています。あるいは稻の熟れ月、稻を刈る月ということから「あかりつき」「いねかり月」などとも呼ばれます。そのほか、玄月、授衣、朽月などの異名もあります。

九月から十一月までを「秋」と呼んでいますが、この秋とはどんな意味のことばでしよう。

漢字の秋の字は禾と火の組合せからできています。禾は「か」と「読み、草や木のことです。すなわち、草木に実があり、これを火で調整する季節を「秋」としたものと考えられます。和名の「あき」は、この季節になると穀物が成熟し、食物が適ち飽きるほど豊かになることから「飽き」と呼ばれたとする説があります。また満ち飽きるの「あき」でなくて、この季節は天地が高く清くすむことから「開き明らか」がつまつて、「あき」となつたとする説もあります。

下志津自衛隊で

キャンプ生活を実施

青少年の健全育成を目的としたキャンプ生活が、青少年相談員の主催により、下志津自衛隊内の隊庭において実施されました。

これは、相談員の年間行事として実施する事にきめられたもので今年は長南町各小学校の六年生が対照に行なわれました。

参加人員は二五五名で、一班と二班にわかれ、第一班は八月十七日十八日で長南、坂本、豊栄小学校の六年生が参加、第二班の八月十九日二十日は西、東小学校の六年生が参加し実施されました。この四日間は天候にも恵まれ、小供たちはゲーム遊びや水泳と、広いブールを泳いだり、隊庭を走ったりして元気になりました。

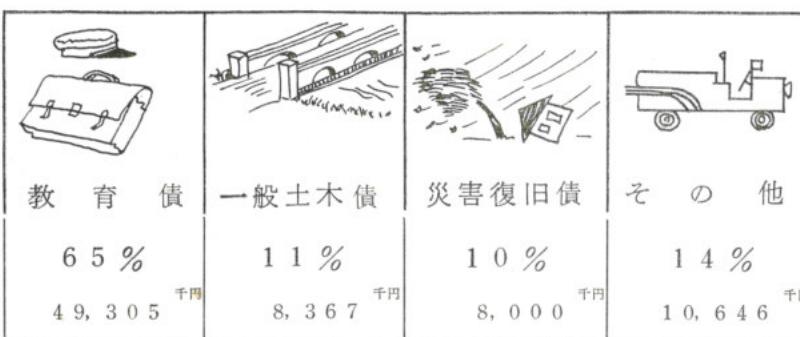
とくに、夜のキャンプファイヤーは、歌つたり、話したり、夜のふけるのも忘れる程の楽しい憩のひとときでした。月の光に照らし出されたテントの群の光景や、各班にわかれて寝起きした一日間の生活は、きっとよい思い出となるでしょう。

長南町財政の現況

昭和41年度一般会計歳入歳出予算状況（8月31日現在）

	2千万円	4千万円
歳 入		
町 税 36.021	8.580	
地方交付税 70.987	38.048	
国庫支出金 23.677	424	
県支出金 8.109	5	
寄附金 5.440	202	
繰越金 4.000	0	
諸収入 6.028	353	
町 債 14.000	0	
その他 7.096	479	
歳 出		
議会費 5.393	1.510	支出済額
総務費 32.352	10.116	
民生費 10.118	2.575	
農林水産業費 28.888	2.297	
土木費 28.000	2.239	
教育費 37.663	11.372	
その他 32.944	6.480	

地方債の割合（8月31日現在）



住民登録人口（8月31日現在）12,933人

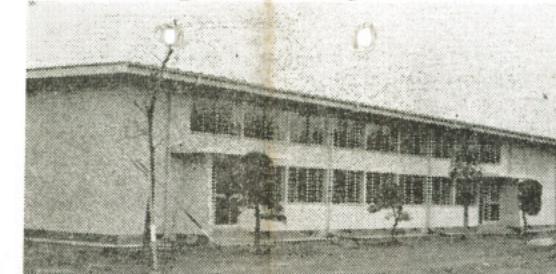
世帯数（8月31日現在）2,602世帯
面積 65.54m²

△昭和40年度一般会計歳入歳出決算（見込）

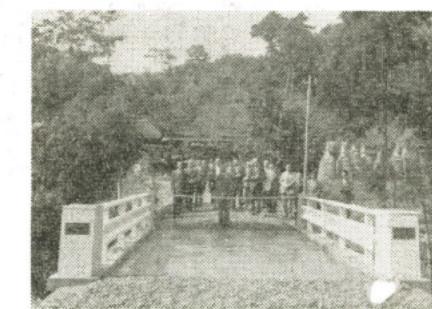
歳入決算額	165,054千円
歳出決算額	160,973
差引額	4081

=写真でみる主な事業=

(40年度)



東小学校屋内運動場新築事業



橋梁架換事業（和泉橋）



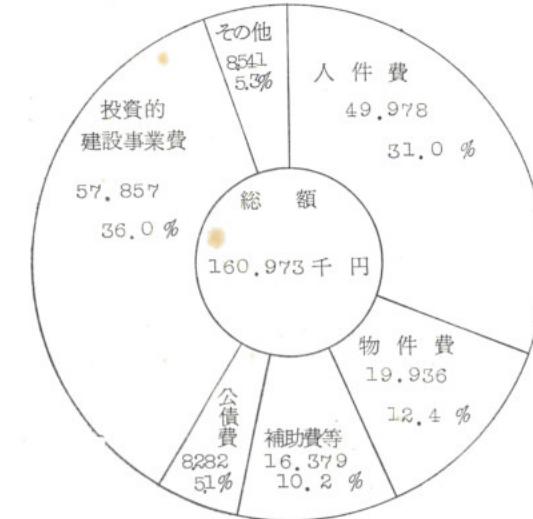
野見金牧野造成事業

町有財産一覧

	建 物	18,610m ²
	土 地	310,008m ²
	立 貨	2,000千円
	有 価 証 券	820千円
	車 輛	6台

科 目	収入済額	構成比	科 目	支出済額	構成比
町 税	37,332	22.6	議 会 費	4,808	3.0
地方交付税	75,355	45.7	総 務 費	32,812	20.4
分担金負担金寄附金	6,774	4.1	民 生 費	10,468	6.5
使用料手数料	744	0.4	衛 生 費	5,896	3.7
国庫支出金	9,386	5.7	労 作 費	8,629	5.4
県 支 出 金	13,833	8.4	農 林 水 産 業 費	24,419	15.2
財 産 収 入	391	0.2	商 工 費	1,330	0.8
繰 入 金	500	0.3	土 木 費	17,614	10.9
繰 越 金	3,579	2.2	消 防 費	5,061	3.1
諸 収 入	6,057	3.7	教 育 費	41,16	25.7
地 方 債	11,100	6.7	災 害 復 旧 費	1	
			公 債 費	8,293	5.2
			諸 支 出 金	226	0.1
計	165,054	100 %	計	160,973	100 %

性質別歳出内訳



これからのかんたん

畜衛生管理

ようやくとおげを越した暑さ、しかし、気温、湿度の関係から伝染病（豚コレラ、トキソプラズマ症、皮膚病等）の発生はこれから多くなります。

家畜の下痢（仔畜の下痢症）

又妊娠中の家畜の事故等も増加する時です。昆虫の被害（刺傷、傳毒害、伝染病の媒介例えは日本脳炎、鶏ロイコチゾーン湿疹）等も出やすい時期ですので、次のことを守り、充分家畜の衛生管理にご注意下さい。

一般飼育者は勿論多頭羽飼育で過密化した家畜飼養場では特に畜舎、鶏舎の通風、換気、採光及び防暑施設等を図ること。

二、家畜舎の内外の清掃、殺虫、消毒を月二～三回位行なうこと

飼槽は毎回洗滌し、糞尿の除去は努めて行ない、舎内に置かな

いこと、特に処理は厳重に消毒、殺虫を行ない、病害虫発生源を断つ必要があります。

蛆、昆蟲卵の発生を防ぎ（ゾール剤の利用）、蚊、蠅、あぶ等の害虫の駆除（ダイアジン、ナンコール等の応用、又ライトトラップ虫取器の利用等）発生源をなくすことが肝要です。

三、家畜の体を清潔にしてやり、水洗やブランかけを努めて行なうこと。（牛は洗つたあと必ず清拭し、自然乾燥させない）これにより肥育効率、繁殖成績泌乳量も増加すると言われています。

四、飼料も変敗（変質、腐敗）し

やすい時期ですから、貯蔵、保管にも充分注意し、乾燥した場所で昆虫、鼠属の侵入等をさける必要があります。

五、飼料給与も残滓（くいのこし）のない様に適量給与としたいもの

です。食欲の促進から新鮮な緑飼（野菜又は残菜ルサークンロバー等）の給与や充分な給水も考慮する必要があります。

要するにこの時期は家畜の環境衛生に重点を置くことが必要であり、昭和四十一年十二月以前の拠出期間は、二〇〇円×その月数で計算します。

一、昭和四十一年一月以降の前納期間は、(1)引上げられた保険料の差額を追納した場合、(2)保険料免除となつた場合、(3)納め忘れた場合、によつてそれぞれ次のように計算されます。

(1) 差額を納めた場合
二〇〇円×その月数

(2) 免除された場合
一五〇〇円×その月数×

一二分の一

(3) 納め忘れた場合
一〇五〇円×その月数×

一二分の一

老年金や障害年金などの大巾

千葉県では、豚コレラ予防のため、仔豚の全頭注射を行なつています。ご協力下さい！

工事がきまつた

水沼橋と明治橋

昭和四十一年度県道整備計画にあつた水沼橋と明治橋（南総一の宮線）の工事がきまりました。

水沼地先の水沼橋架換工事（延長一九、六〇メートル、巾員六、〇メートル、鋼管杭橋台、Hビーム、プレハブ合成けた）は、日東工業株式会社において、小沢地先の明治橋架換工事（延長二二、六〇メートル、巾員六、〇メートル、鋼管杭橋台、Hビーム、プレハブ合成けた）について、茂原市高師の岡田工務店によつて行なわれる事になりました。

国 民 年 金

改正された



(4) 免除された場合
一五〇〇円×その月数×

一二分の一

(5) 納め忘れた場合
一〇五〇円×その月数×

一二分の一

老年金、通算老年金

年金給付の費用は、被保険者が拠出する保険料と、国庫負担分によつてまかねわっています。

そこで保険料について、この額の引上げが必要なわけで、この制度改善に応じて、次のように改められました。

『改正前の保険料額』

三才と三歳まで月に 一〇〇円

三才と五才まで月に 一五〇円

『昭和四十二年一月分から』

三才と三歳まで月に 一〇〇円

三才と五才まで月に 一五〇円

『昭和四十四年一月分から』

三才と三歳まで月に 一五〇円

三才と五才まで月に 一五〇円

三才と五才まで月に 一五〇円

三才と五才まで月に 一五〇円

前納された人は

保険料を納める期間のすべての分を、すでに前納してしまった人のために、この改正前に、改正前の保険料額でもつて、改正後の期間までの一定期間分を前納してい

る人に対する支給する年金額の算定方法が、次のとおり定められました。

昭和四十一年十二月以前の拠

出期間は、二〇〇円×その月数

で計算します。

二、昭和四十一年一月以降の前納期間は、(1)引上げられた保険料の差額を追納した場合、(2)保険料免除となつた場合、(3)納め忘れた場合、によつてそれぞれ次のように計算されます。

(1) 差額を納めた場合
二〇〇円×その月数

(2) 免除された場合
一五〇〇円×その月数×

一二分の一

(3) 納め忘れた場合
一〇五〇円×その月数×

一二分の一

老年金や障害年金

年金給付の費用は、被保険者が拠出する保険料と、国庫負担分によつてまかねわっています。

そこで保険料について、この額の引上げが必要なわけで、この制度改善に応じて、次のように改められました。

『改正前の保険料額』

三才と三歳まで月に 一〇〇円

三才と五才まで月に 一五〇円

『昭和四十二年一月分から』

三才と三歳まで月に 一〇〇円

三才と五才まで月に 一五〇円

『昭和四十四年一月分から』

三才と三歳まで月に 一五〇円

三才と五才まで月に 一五〇円

三才と三歳まで月に 一五〇円

三才と五才まで月に 一五〇円

三才と三歳まで月に 一五〇円

をまつるために作られたもので、大きさも奥行二メートル、横巾三メートル

の横穴は一般に出土されるもの

少ないと言われておりますが、こ

の発掘については出土品もそろ

り、刃、つぼの類が出土されま

た。

横穴は一般に出土されるもの

少ないと言われておりますが、こ

の発掘については出土品もそろ

り、刃、つぼの類が出土されま

た。

この横穴は、およそ千二百年

ぐらい前のアーチ型横穴で、死者

入魂式

挙行さる

八月十五日、三十日の両日、豊栄地区と東地区で、在郷死された人々や、生死不明であった人々の入魂式が、地元の人々や関係者の出席を得て挙行されました。

これは今まで戦死者としてとりあげられなかつた、終戦後帰還しそのまゝ病死された人々や、生死のはつきりしなかつた人々が、この程戦死者としてとりあげられたためです。

今度入魂された人々を加えて、

豊栄地区では七十六柱、東地区では百二十九柱の人々が忠魂碑に刻まれております。

戦死された人々の冥福を私たちも祈りましよう。

豊栄地区では七十六柱、東地区では百二十九柱の人々が忠魂碑に刻まれております。

記念物
(イ) 動物、植物、地質鉱物等
(ウ) なお、埋蔵されている文化財を埋蔵文化財といいます。

私たち、私たちの祖先の文化的遺産である文化財を継承保存し後世に伝えなければなりません。

国、県、市町村は、それぞれの立場において文化財を保護しております。

工業の開発、宅地の造成の著しい本県においては、文化財の保護には力を入れなければならないの

ます。

このほど坂本小では、坂本地区内の寄付で、裏山の造園作業を開始しました。

坂本小は運動場がせまく、野球など始まるとき他の生徒の憩う所がないくなる有様で、かねてからP.T.A.の会合で話題になつてゐるもの

あります。無届で住宅、工場、道路工事等を貝塚や古墳の上に作

つてしまふことは禁ぜられておりますので、この兼易な場合は、至急

「文化財」という言葉は最近しきりに用いられております。普通、文化的所産ないしは文化的財宝ということですが、およそ次のような区分になります。

有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品
書跡、典籍、古文書等
無形文化財

民俗資料
演劇、音楽、工芸技術等
衣食住、生業、信仰、年中行事等

記念物
(ア) 貝塚、古墳、都城跡、城跡
(イ) 庭園、橋りょう、峡谷、海
(ウ) 浜、山岳等
旧宅等

坂本小の 造園はじまる



献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識

献血の知識